



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

クールビズ実施のお知らせ

今年も柳澤会計ではクールビズを実施します。クールビズ期間中は、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装での勤務を推奨し、エアコンの使用を控えめにし、環境へ配慮しながら業務を行います。皆様には、不快感を与えない服装での対応を心掛けておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■クールビズ期間

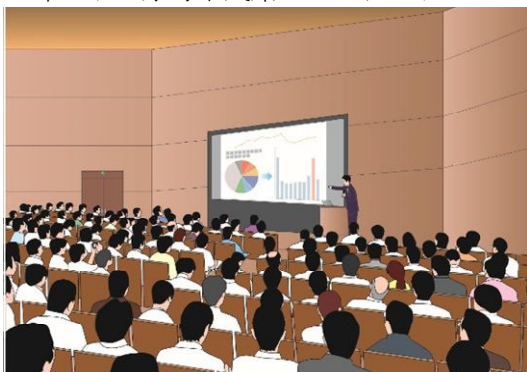
令和5年5月1日から令和5年9月30日まで



2023年経営革新セミナーのお知らせ

令和5年7月20日（木）に経営革新セミナーの開催を予定しております。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響もありオンデマンド等での開催を行ってききましたが、今回は3年ぶりに茅野市民館のコンサートホールを使わせていただき開催いたします。



皆様にとって有益な情報をご提供できればと考えております。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

内容につきましては詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

- 日時：2023年7月20日（木）
15:00~17:30（予定）
※終了後に懇親会を行う予定です
- 会場：茅野市民館2F コンサートホール

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

4月8日（土）本年度1回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われました。社員18名が参加し、上川を2時間ほどかけて歩きながら清掃活動を行いました。前日の雨で地面がぬかるんでおり歩くだけでも大変な状態でしたが、川辺を歩いて気持ちよく汗を流しながらのクリーンウォークができました。集まったゴミも想定以上に多く、清掃活動の大切さを改めて感じさせられました。



— 令和5年度税制改正②（資産課税） —

令和5年度税制改正では、資産課税に関する大きな制度改正がありました。特に注目すべき改正のポイントとしては、下記の2つになります。

- ① 相続時精算課税制度の見直し
- ② 相続財産に加算する暦年贈与財産の期間の延長

今回は、相続財産に加算する暦年贈与財産の期間の延長について解説を行います。



■ 暦年贈与財産の相続財産への加算とは？（現行制度）

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に暦年贈与に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。

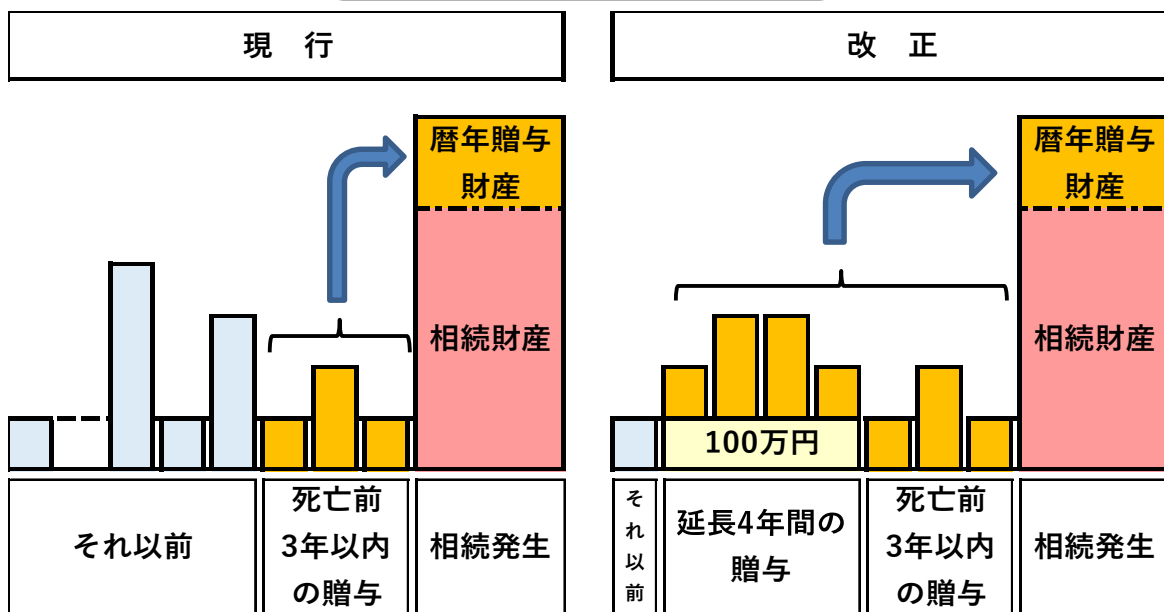
贈与をしてしまえば相続財産に含めなくて良いと勘違いされる方もいらっしゃいますが、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた場合、その財産は、相続財産に加算される場合がありますので注意が必要となります。

■ 生前贈与財産の相続財産への加算期間の延長

暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から **7年間**に延長されました。なお、亡くなる前3年より前の4年間に贈与された分については、全体から100万円を差し引いた金額を相続財産に含めて計算します。

生前贈与の相続財産への加算

亡くなる前3年 → 7年に



■ 適用時期

この改正は令和6年1月1日以後に贈与した分から適用されます。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 「決算書利益＝所得」ではないのはなぜ？（法人税）

1. 法人税の計算

法人税は、株式会社の場合、会社で作成し、株式会社の最高機関である株主総会が承認した決算書の利益金額に「税務調整」を行ったあと、税率を乗じて算出します。そのため、決算書の利益と税務調整後の利益（所得）が一致しない場合があります。決算書では利益なのに、所得（税金の計算上の利益）はマイナス、又は逆に決算書は損失なのに所得はプラスになり、税金が発生するケースがあります。

2. 「税務調整」とは？

税務調整とは、会社が計算した事業年度の利益に対して、次のような調整を行うことです。

- ・ 益金に入れるものと、損金に入れないものは、プラス（益金算入、損金不算入）
- ・ 益金に入れないものと損金に入れるものはマイナス（益金不算入、損金算入）

3. 税務調整の例

< 交際費の損金不算入制度 >

会社が使った交際費は、会社の利益の計算上は、費用ですが、法人税法上は、原則として損金になりません。そのため、法人税法上損金とされない金額は、「損金不算入」なので利益にプラスします。ただし、会社の規模で区分して、それぞれに特例が設けられており、一部または全額損金算入できます。



Q 損金算入・損金不算入ってどういうこと？（法人税）

1. 損金算入と損金不算入

損金になるもの、ならないものは、法令で定められています。

- ・ 交際費
一定の要件を満たせば一人あたり 5,000 円以下の飲食費は、交際費の損金不算入の対象から除外できます。
- ・ 寄付金
一定以上の寄付金は、公益性が高いものを除いて損金不算入。
- ・ 役員報酬
定期同額給与以外の役員報酬で事前に届出のない役員賞与及び過大とみなされる役員報酬は、損金不算入。
法令で定められた減価償却の限度を超えた超過額は、損金不算入。



2. 損金不算入の理由(目的)

- ・ 交際費 → 冗費の削減。
- ・ 一定以上の寄付金 → 事業に無関係の支出で税負担を減らすことを防ぐ。
- ・ 事前に届出のない役員賞与・過大な役員報酬など → 利益操作を防ぐ。
- ・ 減価償却の超過額など → 利益操作を防ぐ



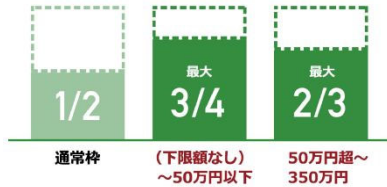
(橋本健治)

IT導入補助金

IT導入補助金 デジタル化基盤導入類型

前回紹介しましたIT導入補助金の「通常枠」に続き、今回は「デジタル化基盤導入類型」を紹介します。通常枠に比べ補助率が高く、かつハードウェア購入費用も補助対象となります。

(下限額なし) ~50万円以下 (補助率 3/4)、
補助額 50万円超~350万円 (補助率 2/3)



PC・タブレット等のハードウェアにかかる
購入費用も補助対象



クラウド利用料を最大2年分補助



会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、

ECソフトに補助対象を特化



2次締切分	締切日	2023年5月16日(火) 17:00(予定)
	交付決定日	2023年6月21日(水) (予定)
3次締切分	事業実施期間	交付決定~2023年11月30日(木) 17:00
	事業実績報告期限	2023年11月30日(木) 17:00
	締切日	2023年6月2日(金) 17:00(予定)
	交付決定日	2023年7月11日(火) (予定)
3次締切分	事業実施期間	交付決定~2023年11月30日(木) 17:00
	事業実績報告期限	2023年11月30日(木) 17:00

~税理士法人柳澤会計がご支援できること~

柳澤会計では「IT導入支援事業者」としての登録手続きを現在行っております。手続きが完了次第、TKCが提供するソフトウェアを対象とする補助金交付申請をご支援することが可能となります。TKC以外のソフトウェアについては、販売会社に直接ご依頼の上、交付申請していただくこととなります。

(北原隆幸)

職員コラム ~柳澤会計に入社して~

中谷昌太郎

初めまして。4月に柳澤会計に入社しました、中谷昌太郎です。私は安曇野市の出身で、高校は松本市の美須ヶ丘高校に、大学は東京の東京経済大学に通っておりました。大学では、麻雀の部活に参加し、3年時には副幹事として幹事と協力して、部活動を行っておりました。コロナと活動時期がかぶってしまったため、大会に参加するなどの大学を出て活動する機会は少なかったのですが、その分学問と部活動を両立することができ、実りのある大学生活だったと思っています。茅野市は、長野と東京を行き来する際に使っていた、電車のあずさの停車駅という程度の認識しかなく、これから会計についての知識だけでなく、茅野市やその企業についても深く知っていきたいという風に思っております。入社して約1か月が経過し、未だに分からないことは多いのですが、何がわからないかがわからないという状態からは抜け出してきているように感じています。まだまだ会社について、会計についての知識は浅いのですが、挨拶や元気さについてなど、仕事上の知識がない今でも、すぐに実践できることであると思うので、意識をして頑張っていきたいです。

至らない点が多々あるとは思いますが、精一杯励んでいきたいと思っていますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

